第1章 総則 略

第2章 技術上の基準と検査の方法及び検査の合格基準

第1節 機械式自記圧力計

| 技術上の基準(A) 1 本体、カバー、感圧部等の材料 1 (1 は次の条件に適合するものであること。 (1) 本体及びカバーの材料は、耐食性のある金属又は表面に耐食処理を施した金属若しくはプラスチック、木板等であって使用上支障のある欠陥のないものであること。 (2)~(3) 略 (2 機械式自記圧力計の構造及び寸法は、次の条件に適合するものであること。 | 検査の方法(B) (1) イ 耐食性又は耐食処理については、 JIS Z 2371 (2015) 塩水噴霧試験方法の5の装置及び9の試験条件に定める規格に適合する噴霧室において、4の試験用の塩溶液(pH調節は4.2.1 中性塩水噴霧試験による。) に定める規格に適合する塩水を24時間以上噴霧すること。 | 検査の合格基準(C) 1(1)イ B欄に掲げる方法により試験を行い、目視等により材質又は耐食処理膜等に著しい変化が生じないことを確認したものをもって合格したものとする。 | 技術上の基準(A) 1 本体、カバー、感圧部等の材料は次の条件に適合するものであること。 (1) 本体及びカバーの材料は、耐食性のある金属又は表面に耐食処理を施した金属若しくはプラスチック、木板等であって使用上支障のある欠陥のないものであること。 | ついては、 <mark>日本工業規格</mark> Z 2371 (<u>2000</u>) 塩水噴霧試験 方法の <u>3.</u> 装置及び 9 <u>. 噴霧</u> <u>室の</u> 条件に定める規格に 適合する <u>塩水</u> 噴霧室にお いて、 <u>7.</u> 試験用塩溶液 (pH | り試験を行い、目視等により材質又は耐食処理膜等に著しい変化が生じないことを確認したものをもって合格したものとする。 | 表記の変更 引用 JIS 最新版の適用 |
|---|--|--|--|---|---|------------------------|
| は次の条件に適合するものであること。 (1) 本体及びカバーの材料は、耐食性のある金属又は表面に耐食処理を施した金属若しくはプラスチック、木板等であって使用上支障のある欠陥のないものであること。 (2)~(3) 略 (2)~(3) 略 (2 では、次の条件に適合するも | ついては、JIS Z 2371 (<u>2015</u>) 塩水噴霧試験 方法の <u>5の</u> 装置及び9 <u>の試</u> <u>験</u> 条件に定める規格に適 合する噴霧室において、 <u>4</u> <u>の</u> 試験用 <u>の</u> 塩溶液(pH 調節 は <u>4.2.1</u> 中性塩水噴霧試 験による。)に定める規格 に適合する塩水を 24 時間 以上噴霧することにより | り試験を行い、目視等により材質又は耐食処理膜等 に著しい変化が生じない ことを確認したものをも | は次の条件に適合するものであること。 (1) 本体及びカバーの材料は、 耐食性のある金属又は表面 に耐食処理を施した金属若 しくはプラスチック、木板等 であって使用上支障のある | ついては、 <mark>日本工業規格</mark> Z 2371 (<u>2000</u>) 塩水噴霧試験 方法の <u>3.</u> 装置及び 9 <u>. 噴霧</u> <u>室の</u> 条件に定める規格に 適合する <u>塩水</u> 噴霧室にお いて、 <u>7.</u> 試験用塩溶液 (pH | り試験を行い、目視等により材質又は耐食処理膜等に著しい変化が生じないことを確認したものをもって合格したものとする。 | 表記の変更 引用 JIS 最新版の適用 |
| ること。 (1) 本体及びカバーの材料は、 耐食性のある金属又は表面 に耐食処理を施した金属若 しくはプラスチック、木板等 であって使用上支障のある 欠陥のないものであること。 (2)~(3) 略 (2 機械式自記圧力計の構造及び す法は、次の条件に適合するも | 2371 (<u>2015</u>) 塩水噴霧試験 方法の <u>5の</u> 装置及び 9 <u>の試</u> <u>験</u> 条件に定める規格に適 合する噴霧室において、 <u>4</u> <u>の</u> 試験用 <u>の</u> 塩溶液 (pH 調節 は <u>4.2.1</u> 中性塩水噴霧試 験による。) に定める規格 に適合する塩水を 24 時間 以上噴霧することにより | り材質又は耐食処理膜等 に著しい変化が生じない ことを確認したものをも | ること。 (1) 本体及びカバーの材料は、 耐食性のある金属又は表面 に耐食処理を施した金属若 しくはプラスチック、木板等 であって使用上支障のある | 2371 (<u>2000</u>) 塩水噴霧試験 方法の <u>3. 装置及び 9. 噴霧</u> <u>室の</u> 条件に定める規格に 適合する <u>塩水</u> 噴霧室にお いて、 <u>7.</u> 試験用塩溶液 (pH | り材質又は耐食処理膜等 に著しい変化が生じない ことを確認したものをも って合格したものとする。 | 引用 JIS 最新版の適用 |
| (1) 本体及びカバーの材料は、 耐食性のある金属又は表面 に耐食処理を施した金属若 しくはプラスチック、木板等 であって使用上支障のある 欠陥のないものであること。 (2)~(3) 略 (2 機械式自記圧力計の構造及び 寸法は、次の条件に適合するも | 方法の5の装置及び9の試験条件に定める規格に適合する噴霧室において、4の試験用の塩溶液(pH調節は 4.2.1 中性塩水噴霧試験による。) に定める規格に適合する塩水を24時間以上噴霧することにより | に著しい変化が生じない ことを確認したものをも | (1) 本体及びカバーの材料は、 耐食性のある金属又は表面 に耐食処理を施した金属若 しくはプラスチック、木板等 であって使用上支障のある | 方法の <u>3.</u> 装置及び 9 <u>. 噴霧</u> <u>室の</u> 条件に定める規格に 適合する <u>塩水</u> 噴霧室にお いて、 <u>7.</u> 試験用塩溶液 (pH | に著しい変化が生じない ことを確認したものをも って合格したものとする。 | |
| 耐食性のある金属又は表面に耐食処理を施した金属若しくはプラスチック、木板等であって使用上支障のある欠陥のないものであること。 (2)~(3) 略 (2) を機械式自記圧力計の構造及びでは、次の条件に適合するも | 験 条件に定める規格に適合する噴霧室において、4 の試験用の塩溶液(pH 調節は 4.2.1 中性塩水噴霧試験による。) に定める規格に適合する塩水を 24 時間以上噴霧することにより | ことを確認したものをも | 耐食性のある金属又は表面 に耐食処理を施した金属若 しくはプラスチック、木板等 であって使用上支障のある | <u>室の</u> 条件に定める規格に 適合する <mark>塩水</mark> 噴霧室にお いて、 <u>7.</u> 試験用塩溶液(pH | ことを確認したものをも って合格したものとする。 | |
| に耐食処理を施した金属若 しくはプラスチック、木板等 であって使用上支障のある 欠陥のないものであること。 (2)~(3) 略 (2 機械式自記圧力計の構造及び 寸法は、次の条件に適合するも | ー 合する噴霧室において、4 の 試験用の塩溶液(pH 調節 は 4.2.1 中性塩水噴霧試 験による。) に定める規格 に適合する塩水を 24 時間 以上噴霧することにより | | に耐食処理を施した金属若 しくはプラスチック、木板等 であって使用上支障のある | 適合する <mark>塩水</mark> 噴霧室にお いて、 <u>7.</u> 試験用塩溶液(pH | って合格したものとする。 | |
| しくはプラスチック、木板等であって使用上支障のある欠陥のないものであること。 (2)~(3) 略 (2)機械式自記圧力計の構造及び 2(1)寸法は、次の条件に適合するも | の 試験用の は <u>4.2.1</u> 中性塩水噴霧試 験による。)に定める規格 に適合する塩水を 24 時間 以上噴霧することにより | って合格したものとする。 | しくはプラスチック、木板等 であって使用上支障のある | いて、 <u>7.</u> 試験用塩溶液(pH | | |
| であって使用上支障のある 欠陥のないものであること。 (2)~(3) 略 (2 機械式自記圧力計の構造及び 寸法は、次の条件に適合するも | - d <u>4.2.1</u> 中性塩水噴霧試 験による。)に定める規格 に適合する塩水を 24 時間 以上噴霧することにより | | であって使用上支障のある | | l i | 1 |
| 欠陥のないものであること。 (2)~(3) 略 (2 機械式自記圧力計の構造及び 寸法は、次の条件に適合するも 2 (1) | 験による。)に定める規格 に適合する塩水を 24 時間 以上噴霧することにより | | | | | |
| (2)~(3) 略 (2 機械式自記圧力計の構造及び 寸法は、次の条件に適合するも | に適合する塩水を 24 時間 以上噴霧することにより | | 欠陥のないものであること。 | 調節は 7.2.1 中性塩水噴 | | |
| 機械式自記圧力計の構造及び 2(1) 寸法は、次の条件に適合するも | 以上噴霧することにより | | 7 (FIM - F 0. F | 霧試験による。)に定める | | |
| 機械式自記圧力計の構造及び 2(1) 寸法は、次の条件に適合するも | | | | 規格に適合する塩水を 24 | | |
| 機械式自記圧力計の構造及び 2(1) 寸法は、次の条件に適合するも | 確認すること。 | | | 時間以上噴霧することに | | |
| 機械式自記圧力計の構造及び 2(1) 寸法は、次の条件に適合するも | FE #U / U — U 0 | | | より確認すること。 | | |
| 機械式自記圧力計の構造及び 2(1) 寸法は、次の条件に適合するも | 口略 | 口略 | | 口略 | 口略 | |
| 寸法は、次の条件に適合するも | (2)~(3) 略 | (2)~(3) 略 | (2)~(3) 略 | (2)~(3) 略 | (2)~(3) 略 | |
| | (1)イ ねじについては、ねじゲ | 2(1)イ B欄に掲げる方法によ | 2 機械式自記圧力計の構造及び | 2(1)イ ねじについては、ねじゲ | 2(1)イ B欄に掲げる方法によ | |
| のであること。 | ージにより、その他のもの | り基準に適合することを | 寸法は、次の条件に適合するも | 一ジにより、その他のもの | り基準に適合することを | |
| | については、マイクロメー | 確認したものをもって合 | のであること。 | については、マイクロメー | 確認したものをもって合 | |
| (1) 治具を使用して取付ける | タ又はノギスにより測定 | 格したものとする。 | (1) 治具を使用して取付ける | タ又はノギスにより測定 | 格したものとする。 | |
| 機械式自記圧力計の入口側 | して確認すること。 | ただし、ゴム管と接続す | 機械式自記圧力計の入口側 | して確認すること。 | ただし、ゴム管と接続す | |
| 及び出口側の取付部のねじ | | るものの取付部の寸法公 | 及び出口側の取付部のねじ | | るものの取付部の寸法公 | 表記の変更 |
| は、 <mark>JIS B</mark> 0203 (1999) 管用テ | | 差は、外径については4% | は、日本工業規格B | | 差は、外径については 4% | |
| ーパねじ又は <u>JIS</u> B | | 以内、その他の部分につい | 0203(1999) 管用テーパねじ | | 以内、その他の部分につい | |
| 0202(1999)管用平行ねじに | | ては8%以内とする。 | 又は日本工業規格B | | ては8%以内とする。 | |
| 定める規格に適合するもの | 口略 | 口略 | 0202(1999) 管用平行ねじに | 口略 | 口略 | |
| であり、ゴム管と接続するも | | | 定める規格に適合するもの | | | |
| のにあっては、次に掲げるい | | | であり、ゴム管と接続するも | | | |
| ずれかの図(単位 mm)に適合 | | | のにあっては、次に掲げるい | | | |
| するものであること。 | | | ずれかの図(単位mm)に適合 | | | |
| なお、専用取付具にて接続 | | | するものであること。 | | | |
| するものにあっては、ガス栓 | | | なお、専用取付具にて接続 | | | |
| 又は検査孔との接続方法が | | | するものにあっては、ガス栓 | | | |
| 説明書として添付されてい | | | 又は検査孔との接続方法が | | | |
| ること。 | | | 説明書として添付されてい | | | |
| 図 略 | | | ること。 | | | |
| | | | 図 略 | | | |
| | | | | | | |
| 下略 (2 ~6略 3~ | | 1 | | | | Į. |

第2節 電気式ダイヤフラム式自記圧力計 略

第3節 電気式ダイヤフラム式圧力計 略

第3章~第5章 略

(付表 耐食性材料)

| 新 | | | | | | | IB | | | | | | | | 備考 | | |
|---------|----------------|----------------------------|-------------------------------|------|-------|-------------|------------|------------|------------|--------------------------------|---------|----------|------|------|------|----|--------------------|
| 材料 | 材 | 料 | 規 | 格 | 名 | 称 | | 材 | 料 | 材 | 料 | 規 | 格 | 名 | 称 | | 7 |
| | JIS G 4303 ステン | | | | ンレス鋼棒 | | | | | JIS G 4303 | ステンレス鋼棒 | | | | | | 7 |
| ステンレス鋼材 | JIS G 4305 | 冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯 | | | | | ステンレス鋼材 | | JIS G 4305 | 冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯 | | | | | | | |
| | JIS G 4309 | ステンレス鋼線 | | | | | | | JIS G 4309 | ステンレス鋼線 ばね用ステンレス鋼帯 | | | | | | | |
| | JIS G 4313 | ばね用ステンレス鋼帯 | | | | | | JIS G 4313 | | | | | | | | | |
| | JIS G 4314 | ばね用ステ | ンレス釒 | 鋼線 | | | | | | JIS G 4314 | ばね用ス | テンレス | .鋼線 | | | | |
| 銅及び銅合金 | JIS H 3250 | 銅及び銅合 | 金の棒 | | | | | | JIS H 3250 | 銅及び銅 | 合金の棒 | | | | | 7 | |
| | JIS H 3270 | ベリリウム | ベリリウム銅,りん青銅及び洋泊の棒 <u>及び</u> 線 | | | | 銅及び釒 | 明合金 | JIS H 3270 | ベリリウム銅,りん青銅及び洋泊の棒 <u>並びに</u> 線 | | | | | | | |
| アルミニウム | JIS H 4040 | アルミニウ | ム及びこ | アルミニ | ウム合金 | きの棒及び線 | | アルミ | ニウム | JIS H 4040 | アルミニ | ウム及び | アルミニ | ウム合金 | の棒及で | び線 | |
| 鋳物 | JIS H 5120 | 銅及び銅合 | 金鋳物 | (黄銅鋳 | 物、青銅 | 뒞鋳物) | | | | JIS H 5101 | 黄銅鋳物 | <u>l</u> | | | | | ー 引用 JIS 最新版の適月 |
| | | | | | | 鋳物 | JIS H 5111 | 青銅鋳物 | | | | | | | | | |
| | JIS H 5202 | アルミニウ | 7ム合金針 | 涛物 | | | | | | JIS H 5202 | アルミニ | ウム合金 | :鋳物 | | | | |
| ダイカスト | JIS H 5301 | 亜鉛合金ダイカスト アルミニウム合金ダイカスト | | | | | ダイカスト | JIS H 5301 | 亜鉛合金 | ダイカス | ٠, | | | | 7 | | |
| | JIS H 5302 | | | | | | | JIS H 5302 | アルミニ | ウム合金 | ダイカス | ١ | | | | | |

以上